

公益財団法人厚木市体育協会指導者養成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人厚木市体育協会の加盟団体（以下「加盟団体」という。）が、指導者の養成を目的として実施する事業に対し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体が行う指導者の養成又は確保のために実施する技術講習会の開催
- (2) 加盟団体が行う審判員の養成又は確保のために実施する審判講習会の開催
- (3) 上部団体等が主催する指導者、審判員の養成を目的として実施される事業への派遣

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、前条に規定した事業の実施に直接必要な経費のうち、別表に定めるものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該事業の予算の範囲内で前条に規定した助成対象経費のうち、加盟団体が負担する額の2分の1（千円未満切捨て）とし、限度額は次のとおりとする。

- (1) 1回の助成金限度額は150,000円とする。
- (2) 1加盟団体の年間助成金限度額は300,000円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする加盟団体の代表者（以下「代表者」という。）は、助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業実施2週間前までに公益財団法人厚木市体育協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 講師等名簿（第4号様式）
- (4) 開催要項等
- (5) その他会長が必要と認めた書類

(助成金交付の決定)

第6条 会長は、前条の規定により助成金の交付申請を受理したときは、内容を審査の上、適当と認めたものについて、助成金交付決定通知書（第5号様式）により代表者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第7条 申請者が、助成金の交付決定通知を受けた後において、助成対象事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに助成事業計画変更届（第6号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の変更届を受理したときは、変更内容を審査し、第6条の規定による決定内容に著しく異なる変更があると認めるときは、同条の規定による

決定を変更し、助成金変更決定通知書（第7号様式）により、申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第8条 助成金の交付を受けた代表者は、事業が終了したときから30日以内に、実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第9号様式）
- (2) 収支決算書（第10号様式）
- (3) 参加者名簿
- (4) 実施概要書類
- (5) その他会長が必要と認めた書類

2 助成金の交付を受けた代表者は、事業実施経費の支出を証明する書類（領収書等）を5年以上保管し、会長から提出の請求を受けた場合は、速やかに提出しなければならない。

（助成金の返還）

第9条 会長は、助成金の交付を受けた代表者が、虚偽の申請等をしたときは、助成金交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

2 会長は、前条第1項第2号の収支決算書の決算額が第5条第2号の収支予算書の予算額より減額となった場合は、第4条の規定により助成金の額を変更決定し、助成金変更決定通知書（第7号様式）により、助成金の交付を受けた代表者に通知するものとする。

3 前項の規定により、助成金変更決定通知書を受理した代表者は、既に交付した助成金と変更決定した額との差額を速やかに返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めなき事項又は疑義が生じた事項については、その都度、公益財団法人厚木市体育協会と加盟団体が協議して決定するものとする。

附 則 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

助成対象経費の基準

科 目	内 容	上限金額
旅費交通費	鉄道・バス運賃	実費
	有料道路通行料	実費
	宿泊費	8,000 円以内/ 1 泊
通信運搬費	切手、ハガキ等	実費
印刷製本費	資料印刷代等	実費
消耗品費	事業運営に必要な事務用品等	実費
食 糧 費	事業当日の食事代等	850 円以内/ 1 回
	事業当日の飲物代	実費
諸 謝 金	講師・役員等への謝礼金	実費
賃 借 料	会場使用料等	実費
	自家用車の借上げ料	5,000 円/ 1 台 県外 2,000 円/ 1 台 県内
雑 費	参加者等保険料	実費

※上記基準以外の科目については、その内容を審査の上決定する。

※旅費交通費は交付要綱第2条第1号及び第2号に規定する事業を外部講師のみに限定するが、交付要綱第2条第3号に規定する事業では参加者を対象とする。

※食糧費は運営役員及び講師を対象とする。